

住宅ローン残高の調査

規則第 212 条の 2 第 1 項第 1 号に定める住宅関連長期火災保険を銀行等が募集した顧客から、当該銀行等に対し当該火災保険の満期更改の申出があった場合において、更改に係る火災保険が引き続き同号に定める火災保険に該当しているかどうか（すなわち、付保の対象が住宅ローン関連住宅であるか）を確認するため、当該顧客が募集時に借り入れた住宅ローンの残高をその同意なく調査する行為は、同条第 2 項第 1 号イの非公開金融情報保護措置に抵触しないと解してよいか。

規則第 212 条の 2 第 1 項第 1 号に定める住宅ローン関連の長期の火災保険に該当するための要件として、銀行等からの借入金が、保険の目的である住宅の建設、購入又は改良のための資金の全部又は一部に充当されている必要があります。このため、当該借入金が完済されれば、当該火災保険は同号でなく同項第 8 号に定める保険に該当することとなり、更改時には、融資先販売規制等の弊害防止措置が適用されず（規則第 211 条の 2（現第 212 条の 2）第 1 項第 1 号に関する平成 17 年 7 月 7 日付けパブリック・コメント結果）。

したがって、規則第 212 条の 2 第 1 項第 1 号に定める火災保険を自ら募集した場合であっても、銀行等がその顧客に当該火災保険の更改に関する説明を行うときは、あらかじめ当初の借入金の残高を確認し、必要な措置を決定する必要があります。

もっとも、この残高の確認行為は、同条第 2 項第 1 号イに規定する「銀行等損害保険募集制限先に該当するかどうかを確認する業務」に該当すると考えられるため、非公開金融情報保護措置としての同意を得ることなく行うことも許容されると解されます。